

改正

平成19年9月28日告示第121号

令和4年6月6日告示第66号

芦屋町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民がコミュニティ活動の推進を図るため、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）の定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業に関し、補助金を交付することについて、芦屋町補助金等交付規則（平成19年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、実施要綱で定める事業実施主体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業（以下「コミュニティ助成事業」という。）の対象として、助成の決定を受けた事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、コミュニティ助成事業として決定を受けた助成額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に事業計画書、収支予算書及び補助対象経費明細書（予算）を添付し、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金を交付するかどうかを決定し、申請者に対し、規則第8条に規定する補助金等交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

(交付)

第7条 補助金は、補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に事業報告書、収支決算書、及び補助対象経費明細書（決算）を添付し、事業終了後30日以内に町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年9月28日告示第121号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（令和4年6月6日告示第66号）

この告示は、公示の日から施行する。